

## ふげん及びもんじゅにおける検査体制の独立について

令和元年 12 月 16 日  
日本原子力研究開発機構  
敦賀廃止措置実証本部

### 1. はじめに

設備・機器等を使用する者等と使用前事業者検査等を実施する者の独立（以下「検査体制の独立」という。）は、品質管理基準規則及びその解釈により明らかであり、日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）内各拠点において、各々の拠点の状況に応じて適切な体制について検討を進めている。

検査体制の独立について、ふげん及びもんじゅは、廃止措置段階にあり、両サイトの組織構成は同様の体制となっていることから、検査体制の独立についても同じ体制とすることを前提として、以下のとおり整理した。

### 2. ふげん及びもんじゅにおける検査体制の独立について

#### 2.1 基本的な考え方

機構内の原子力施設は、「発電炉」ではなく、全て「発電炉以外（核燃料施設等）」に区分される。「発電炉以外（核燃料施設等）」における検査体制の独立について、「影響度高施設」には組織としての独立が要求されており、保安規定の記載において保守担当課と独立した部署を規定すること、とされている。

ふげん及びもんじゅは、廃止措置計画における事故評価において周辺公衆への被ばく線量が 5mSv に至らないことから、「影響度高施設」には該当しないものの、まだ使用済燃料が相当量保管されていること（もんじゅにおいては、まだ炉心に残っている状態）を踏まえ、「影響度高施設」相当として、検査体制を組織として独立させることとする。

ふげん及びもんじゅには、主として施設・設備の運転、保守管理を担当する廃止措置部と主として品質保証、安全管理等を担当する安全・品質保証部があり、検査体制の独立を確実にするため、安全・品質保証部に検査部署を置くこととした。

#### 2.2 ふげん及びもんじゅにおける検査体制の独立について

ふげん及びもんじゅ共に、要員を確保して新たな検査組織を置くことは困難であることから、既存の組織で検査業務を担当することとした。安全・品質保証部の品質保証課は、施設・設備を所管しておらず、また、関与の仕方（具体的な業務）に相違はあるものの、ふげん及びもんじゅ共に現行の事業者自主検査に関わっている。ふげんにおいては、検査要領書や検査成績書の確認、さらには検査立会者として、もんじゅにおいても品質保証の観点から検査要領書や検査成績書を確認する者として関わっている。いずれのサイトにおいても事業者自主検査が適切に行われることを第 3 者的に確認する役割を品質保証課が担っている。

このため、これまでの検査に係る業務経験を踏まえ、新検査制度においても品質保証課が検査業務（合否判定を含む）を担うことが適切と判断した。また、品質保証課は、これまで品質保証

活動を推進するため、第3者的な立場から各部署の業務プロセスを確認の上、適宜、指導・助言を実施しており、同様の立場で独立した検査を行うことができる。なお、品質保証課が検査業務を担うことから、品質保証課が実施する検査業務に対する品質保証の観点からの確認は不要と判断した。別図にふげん及びもんじゅにおける品質保証課の独立を示す組織図と独立検査体制の案を示す。

また、検査チーム員（検査リーダー及び検査員）の確保については、職員等の兼務によるものとし、兼務者は本務元の担当設備に係る検査を行わないよう、検査案件毎に本務元、力量などを確認の上、検査員を指名する。

### 2.3 保安規定の記載について

保安規定において、品質保証課長の職務として、品質保証活動に関する業務に加えて、使用前事業者検査等に関する業務を追加する。合わせて、品質保証計画書（QAP）においても、「8.2.4 検査及び試験」において、品質保証課長が手順に従い、使用前事業者検査等を実施し、結果を取りまとめる旨記載する。

### 3. 自主検査等における検査体制の独立について

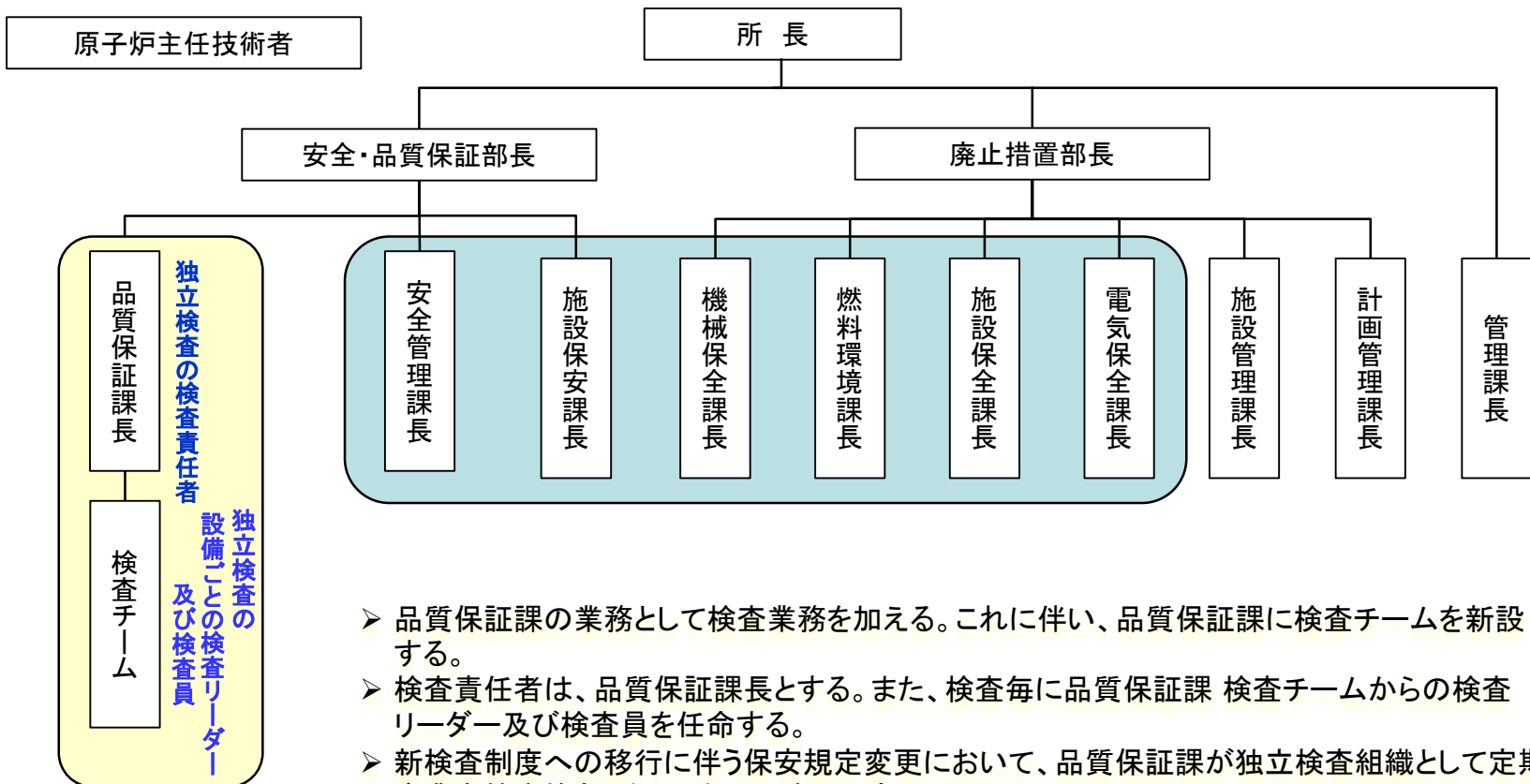
自主検査等の検査体制の独立については、品質管理基準規則において、使用前事業者検査等に準ずるとされ、さらに、「部門を異にする者」を「必要に応じて部門を異にする者」と読み替えるとされている。ふげん及びもんじゅにおいては、原則として、2. に記載した体制で独立を確保することとするが、対象とする施設・設備の状況に応じて、当該施設・設備の所管課内での独立も認める。

なお、自主検査等については、品質管理基準規則の解釈において「要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等の他に自主的に行う、合否判定基準のある検査等をいう」とされていることから、ふげん及びもんじゅにおいては、以下の項目と考えている。

- (1) 保安規定で要求されている検査のうち、定期事業者検査以外の検査
- (2) 設工認又は廃止措置計画に基づく改造工事等において確認すべき検査のうち、使用前事業者検査及び定期事業者検査以外の検査

－以上－

## 検査体制

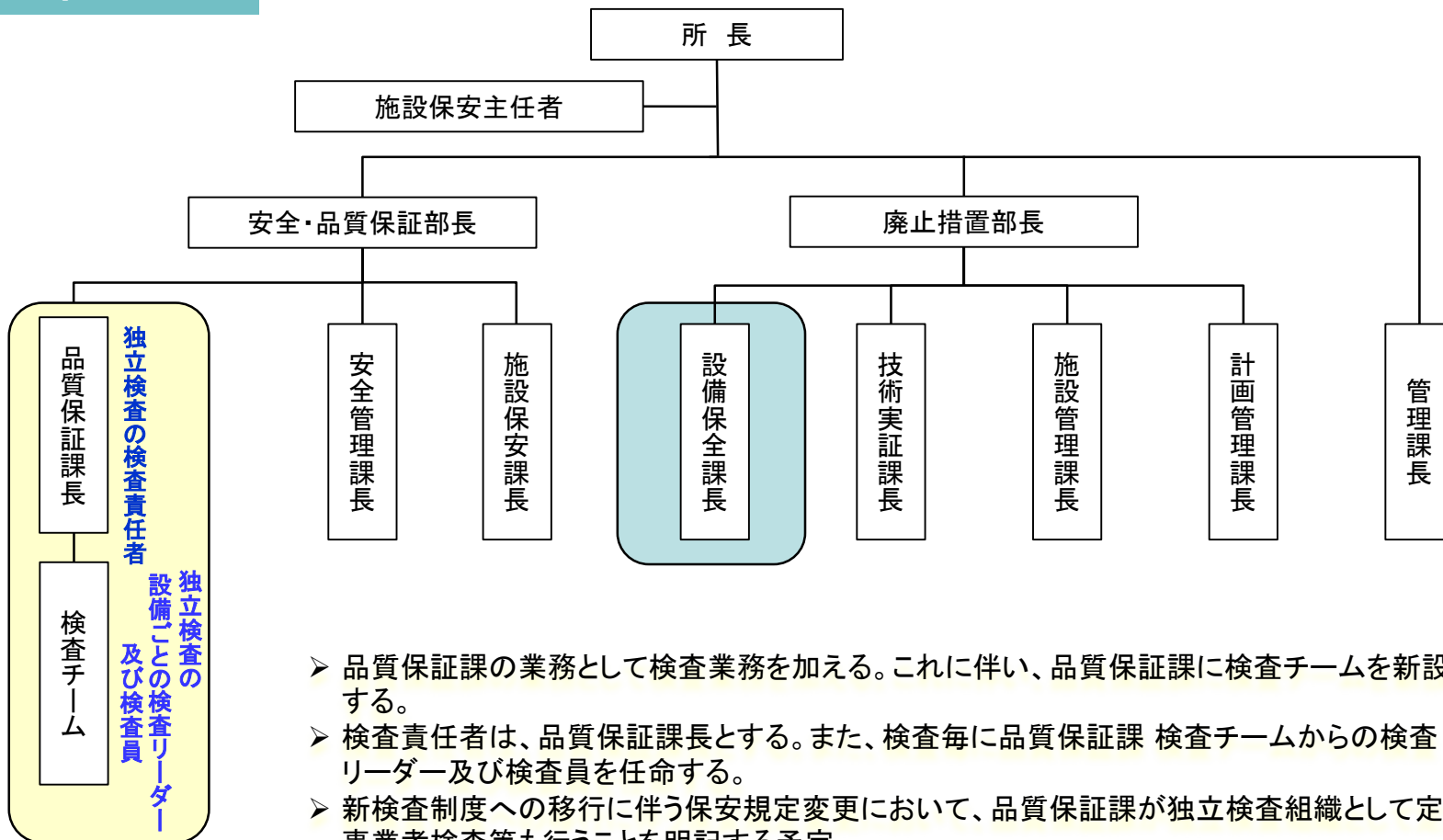


- 品質保証課の業務として検査業務を加える。これに伴い、品質保証課に検査チームを新設する。
- 検査責任者は、品質保証課長とする。また、検査毎に品質保証課 検査チームからの検査リーダー及び検査員を任命する。
- 新検査制度への移行に伴う保安規定変更において、品質保証課が独立検査組織として定期事業者検査等も行うことを明記する予定。

: 独立性を要求する箇所

: 保安担当課(今定期検査において施設定期検査施設の所掌箇所)

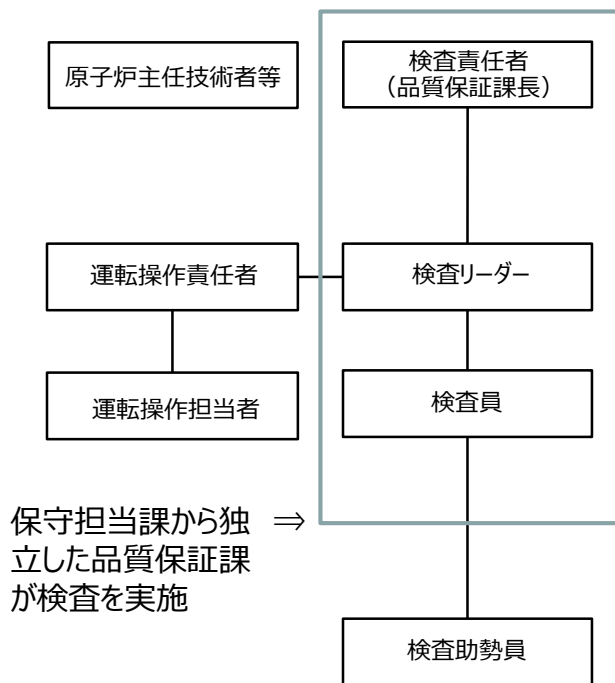
## 検査体制



: 独立性を要求する箇所

: 保安担当課(今定期検査において施設定期検査施設の所掌箇所)

## 検査体制（検査毎）



### 《職務と権限》

- 検査責任者は、検査計画を策定するとともに、最終的な施設の合否判定を行う。
- 検査責任者は、検査計画、検査体制の確立、検査要領書、検査報告書の承認を行う。
- 品質保証課長は、検査責任者と品質保証活動の推進を担っていることから、検査業務に対する品質保証の観点からの確認は不要とする。
- 検査リーダーは、検査要領書毎に任命することとし、検査要領書毎に設定された判定基準値に対する良否判定、次工程へのリリース許可を行う。
- 検査員は、検査リーダーとともに検査を行う。

### 《独立性確保》

- 性能維持施設を所管していない品質保証課が検査を実施することで独立性を確保する。なお、検査リーダー及び検査員に保守担当課との兼務者を充てる場合は、検査及び試験対象機器の点検等を直接実施した作業員以外の者とする事で独立性を確保する。